

第21回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 次 第

日 時 令和2年5月22日(金) 16:00～

場 所 県庁北庁舎2階 危機管理センター
災害対策本部会議室

1 開 会

2 議 事

- (1) 新型コロナウイルス感染者の状況について
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策について
- (3) 福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針の改正について
- (4) その他

3 閉 会

(配布資料)

【資料1】 福島県における新型コロナウイルス感染者の状況について

【資料2】 新型コロナウイルス感染症対策について

【資料3】 福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針(改正案)

【資料4】 福島県緊急事態措置コールセンターの終了について

第21回新型コロナウイルス感染症対策本部員会議名簿

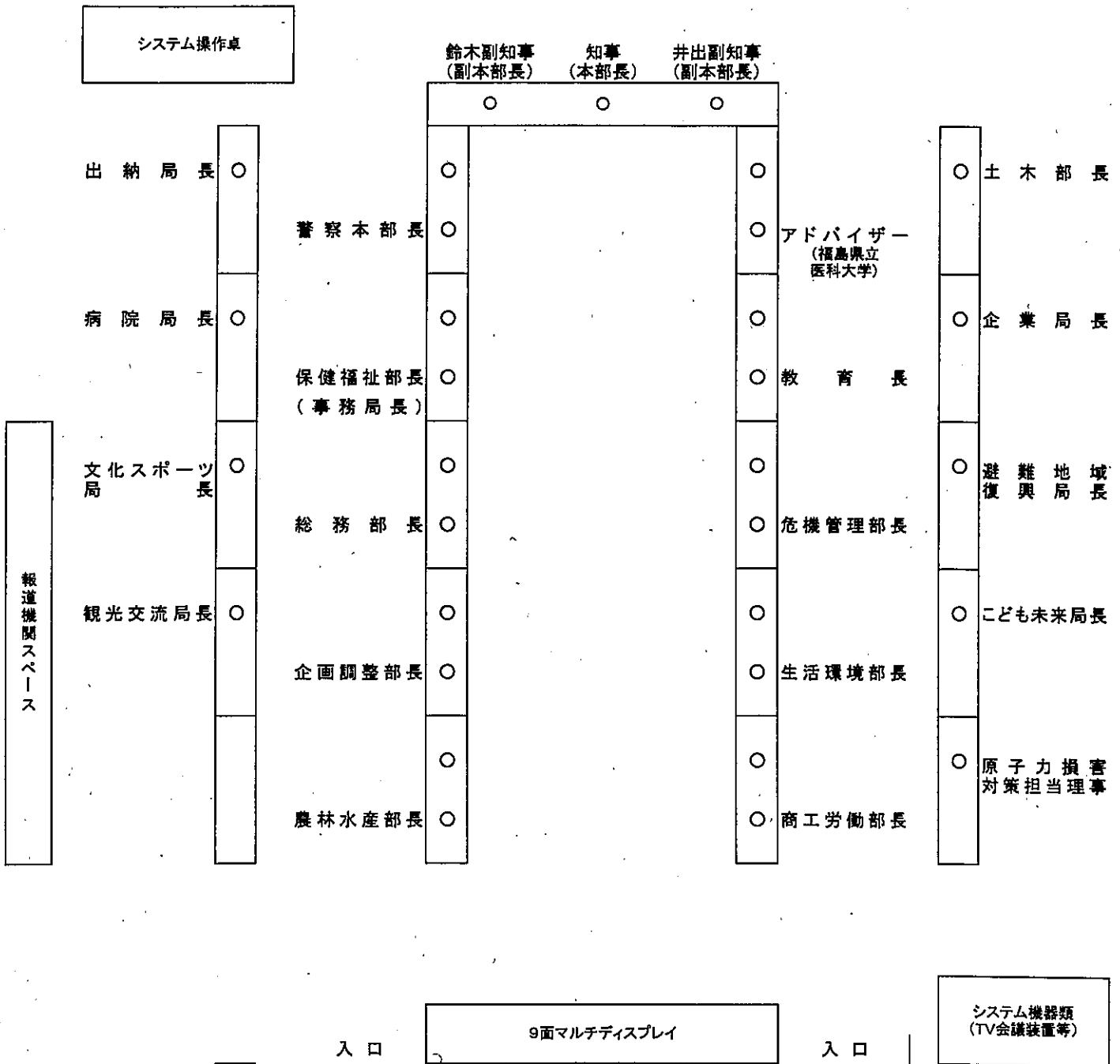
	所属名	職名	氏名	備考
1		知事	内堀雅雄	
2		副知事	鈴木正晃	
3		副知事	井出孝利	
4	総務部	部長	佐藤宏隆	
5	危機管理部	部長	大島幸一	
6	企画調整部	部長	橘清司	
7	避難地域復興局	局長	安齋浩記	
8	文化スポーツ局	局長	野地誠	
9	生活環境部	部長	渡辺仁	
10	保健福祉部	部長	戸田光昭	
11	子ども未来局	局長	佐々木秀三	
12	商工労働部	部長	宮村安治	
13	観光交流局	局長	國分守	
14	農林水産部	部長	松崎浩司	
15	土木部	部長	猪股慶藏	
16	出納局	局長	阿部雅人	
17	原子力損害対策担当	理事	高荒由幾	
18	企業局	局長	安達和久	
19	病院局	局長	伊藤直樹	
20	教育委員会	教育長	鈴木淳一	
21	警察本部	本部長	林学	
○	福島県感染症対策アドバイザー	県立医科大学教授	金光敬二	

【事務局】

	所属名	職名	氏名	備考
1	新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局次長	三浦 爾	
2	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括担当次長	中島 博	
3	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長	境野浩義	
4	新型コロナウイルス感染症対策本部	総括班長(兼)医療対策班長	金成由美子	
5	新型コロナウイルス感染症対策本部	医療対策班長	熊谷光彦	

第21回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議 座席表

【危機管理センター災害対策本部会議室】



福島県における新型コロナウイルス感染者の状況

令和2年5月21日現在

【感染者の状況】

陽性者数	81人
(性別)	
男性	52人
女性	29人
(年代別)	
10歳未満	2人
10代	4人
20代	9人
30代	12人
40代	9人
50代	24人
60代	12人
70代	6人
80代	2人
90代	1人

【入退院の状況】

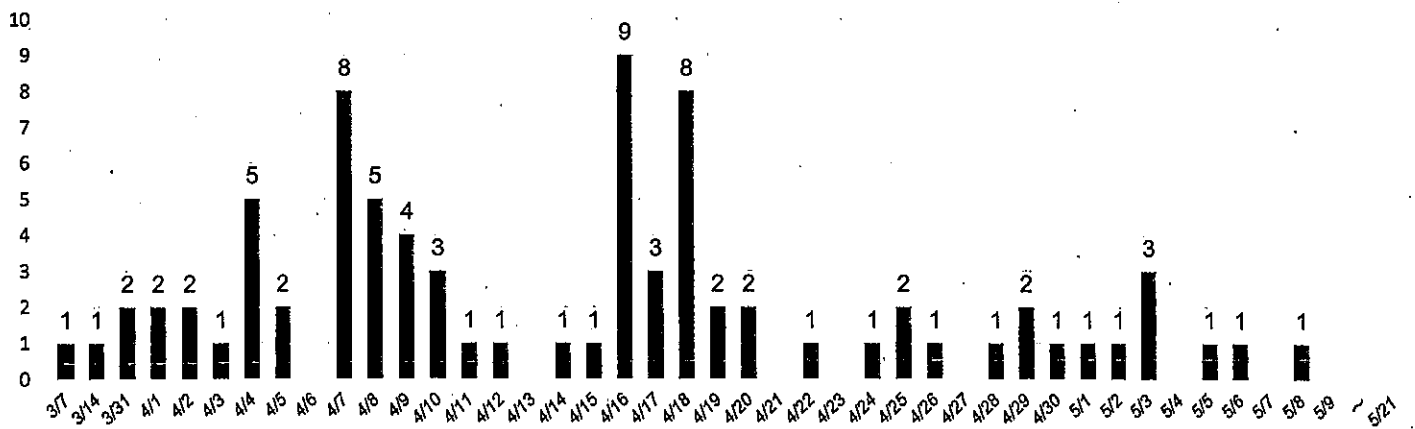
入院者数	9人
宿泊療養施設入所者数	3人
退院・退所者数	69人

【病床等の確保状況】

確保病床数	229床
宿泊療養確保室数	300室

【感染者の推移】

感染者数



新型コロナウイルス感染症対策について

令和 2 年 5 月 22 日

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

1 現状

(1) 感染状況

① 国内の感染状況

(単位 人)

都道府県名	陽性者数	うち死亡者数
東京都	5,133	256
大阪府	1,780	76
神奈川県	1,313	71
北海道	1,024	78
埼玉県	994	46
千葉県	898	44
兵庫県	699	38
福岡県	658	25
その他	3,687	165
合計	16,186	799

※ チャーター便帰国者 15 名、空港検疫 158 名、クルーズ船乗員・乗客 712 名 (死亡者 13 名) を除く。

※ 令和 2 年 5 月 22 日 00 時 00 分時点 (報道機関情報)

② 県内の感染状況 (5月21日時点)

	検査実施件数 (1/26~5/21)	陽性者数 (累計)			
			退 院	入院中	ホテル等 宿泊施設
県内疑似症等	3,593	81	69	9	3
県内陽性者	378				
クルーズ船	41	7	7	0	0
総 計	4,012	88	73	9	3

(2) 相談対応の状況

① 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル (コールセンター) 相談件数
(令和 2 年 5 月 21 日現在) (単位 件)

1/29 ~2/29	3/1 ~3/31	4/1 ~4/30	5/1 ~5/2	5/3 ~5/9	5/10 ~5/16	5/17 ~5/21	合計
568	814	5,057	288	794	364	168	8,053

(参考) 保健所の相談対応数

(令和2年5月21日現在) (単位 件)

1/29 ~2/29	3/1 ~3/31	4/1 ~4/30	5/1 ~5/2	5/3 ~5/9	5/10 ~5/16	5/17 ~5/21	合計
1,749	2,953	11,959	375	962	808	356	19,162

② 帰国者・接触者相談センター (県内9カ所) 相談件数

(令和2年5月21日現在) (単位 件)

1/29 ~2/29	3/1 ~3/31	4/1 ~4/30	5/1 ~5/2	5/3 ~5/9	5/10 ~5/16	5/17 ~5/21	合計
343	1,712	10,720	436	1,625	2,192	1,043	18,071

③ 緊急事態措置コールセンター相談件数

(令和2年5月21日現在) (単位 件)

4/20 ~4/26	4/27 ~5/3	5/4 ~5/10	5/11 ~5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	合計
1,356	1,534	1,311	1,740	166	126	85	56	6,374

※ 受付時間：4/20(18~21時)、4/21以降土日祝日も含めて受付(9~18時)

2 国等の対応状況

- 1月28日 新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症に指定することを閣議決定。2月1日に関係政令施行。
- 1月30日 内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部設置。
- 2月13日 第8回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策を決定。
- 2月25日 第13回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を決定。
- 2月26日 全国規模のイベントについて、今後2週間、中止、延期、規模縮小等の対応を要請。
- 2月28日 全国すべての学校等に対し3月2日から春休みまでの臨時休業を要請。
- 3月10日 第19回新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急対応策(第2弾)を決定。併せて全国の大規模なイベント自粛を10日間程度継続するよう要請。
- 3月13日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法成立。新型コロナウイルス感染症に同法の規定を適用。
- 3月19日 第8回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、クラスターの大規模化や患者の急激な増加に備える必要があると分析し、学校を始めとした活動については、地域ごと感染状況別の対応を検討するよう提言。
- 3月20日 第21回新型コロナウイルス感染症対策本部において、クラスター対策

の抜本的な強化及び重症者への医療に重点を置く医療提供体制の整備に取り組むとともに、国民への3つの条件が重なる場を避ける行動や大規模イベントについての主催者への慎重に対応、開催の判断の際の感染リスクへの対応を要請。

- 3月23日 第22回新型コロナウイルス感染症対策本部において、日本人を含む米国からの入国者に対し、指定する場所での14日間の待機及び公共交通機関の使用自粛の要請を当面4月末日まで実施することなどを報告。
- 3月26日 特措法第15条に定める政府対策本部が設置される。
第23回新型コロナウイルス感染症対策本部開催。
- 3月27日 全国知事会は、各都道府県に対し、就職や進学等で東京都を始め感染が拡大している地域へ転出される方への注意喚起を依頼。
- 3月28日 第24回新型コロナウイルス感染症対策本部において、特措法に基づく「基本的対処方針」を策定。緊急経済対策の取りまとめを指示。
- 4月1日 第10回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、感染状況を踏まえた地域区分における対応策や市民に求める取組の徹底等を提言。
第25回新型コロナウイルス感染症対策本部において、水際対策強化に係る新たな措置などを報告。
- 4月2日 厚生労働省が、重傷者を優先する医療体制へシフトし、軽症者は宿泊・自宅療養等とする等の文書を発出。
- 4月7日 緊急事態宣言が、5月6日までの1カ月間、7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府、福岡県）に発令。「基本的対処方針」、「緊急経済対策」を閣議決定。
- 4月11日 政府が、緊急事態宣言が出された7都府県以外の道府県についても、繁華街の接客を伴う飲食店への外出自粛について、強く促す旨を基本的対処方針に新たに追加。
- 4月16日 政府が、緊急事態宣言の対象地域を全国に拡大。「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。
- 4月22日 政府の専門家会議が、人と人との接触機会を8割削減する目標を達成するため、不要不急の外出の自粛や職場での取組等の一層の徹底等を提言。
- 5月4日 政府が、緊急事態宣言を5月31日まで延長することを決定。「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。
- 5月14日 政府が、本県を含む39県で、緊急事態宣言を解除することを決定。「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。
- 5月21日 政府が、大阪府・京都府・兵庫県で緊急事態宣言を解除することを決定。
「基本的対処方針」の変更を新型コロナウイルス対策本部で決定。

3 市町村の対応状況

- 53市町村で対策本部を設置済（3/27）。未設置の市町村においても既存の会議

で対応中。

- 住民への情報発信、マスク不足や学校休業に伴う対応などに取り組んでいる。
- 緊急事態宣言の発令により、特措法第34条第1に基づき、全市町村が市町村対策本部を設置(4/8)。

4 県の対応状況

【対策本部員会議】

- 1月29日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- 2月21日 第2回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- 2月27日 第3回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症への今後の対応方針」を決定。「集団発生の防止」「重症者対策」「流行期に備えた体制整備」について、必要な体制強化を図る。
 - ・ 県主催のイベント等に関して「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」を決定(適用期間:2/28~3/15)。
- 3月7日 第4回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 県内患者一例目の発生を受けて、知事メッセージ発出
- 3月13日 第5回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 国の緊急対応策(第2弾)を踏まえた県の対応について説明。
 - ・ 「新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催基準について」の適用期間を3月末まで延長。
- 3月15日 二例目の発生を受け、県中地域本部会議開催。
- 3月24日 第6回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 国の専門家会議の状況分析・提言を受けて、公立学校の4月1日からの活動再開や県主催イベントの今後の対応方針を決定。
- 3月26日 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく福島県対策本部を設置
- 3月27日 第7回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 知事メッセージを発出し、東京都の感染防止対策に協力するため、東京方面への週末(3/28~29)の不要・不急の往来を控えるよう要請。
- 3月30日 第1回福島県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会
 - ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針について協議。
- 3月31日 第8回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 県新型コロナウイルス感染症対策基本方針を決定
- 4月2日 福島県新型コロナウイルス感染症対策地域本部を設置。(県北3/31、県中3/14、県南4/2、会津4/2、南会津4/2、相双4/1、いわき4/2)
- 4月3日 第9回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
 - ・ 知事メッセージを発出し、当面の間、東京方面への不要・不急の往

来を控えるよう、また陽性となった方などに対する偏見や差別的言動を行わないように要請。

- 4月 5日 第10回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 知事メッセージを発出し、感染症予防策等の徹底について要請。県主催イベント等の今後の対応について決定。
- 4月 7日 第11回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 緊急事態宣言について情報共有。
 - ・ 知事メッセージを発出し、緊急事態宣言の対象地域への不要・不急の往来を控えること等について要請。
- 4月10日 第12回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 4/7に発表された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受け、国の補正予算が閣議決定されたことについて情報共有。
 - ・ 知事メッセージを発出し、就職や転勤などのやむを得ない事情で緊急事態宣言の対象地域から転入された方について、2週間は不要・不急の外出は控えること等について要請。
- 4月11日 第13回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 知事メッセージを発出し、繁華街における接客を伴う飲食店等への外出を控えることについて要請。
- 4月17日 第14回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 4/7 及び 4/11 に変更された国の基本的対処方針に沿って県の基本方針を改正。
 - ・ 4/16に緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、知事から、以下3点の方針を発表。
 - ①不要不急の外出及び都道府県をまたいだ不要不急の移動の自粛を要請
 - ②小中高校、特別支援学校及び幼稚園の休業を要請
 - ③県有施設の利用休止の方針を発表
 - ・ ②の要請を受け、教育長から、県立学校を4/21～5/6の期間、休校とし、市町村立学校・幼稚園にも同様の対応を要請する方針を発表。また、総務部長から私立学校・幼稚園にも同様の対応を要請する方針を発表。
- 4月20日 第15回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議
- ・ 4/17に変更された国の基本的対処方針に沿って県の基本方針を改正。
 - ・ 緊急事態措置に基づく施設の使用制限の協力及びイベントの開催自

粛の協力を追加で要請。

4月24日 第16回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 知事メッセージを発出し、大型連休を控え、改めて、基本的な感染症対策の徹底、不要不急の外出や都道府県をまたいだ不要不急の移動自粛、患者や医療従事者への差別や偏見をしないこと、事業所内での健康管理の徹底、在宅勤務やテレワークの推進、施設の使用制限、イベントの自粛等について要請。

4月28日 第17回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 第3回医療調整本部会議の結果について共有。
- ・ 教育長から、県立学校の臨時休業延長の方針を発表。
- ・ 陸上自衛隊から、災害派遣要請に対する活動終了を報告。

5月1日 第18回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 知事メッセージを発出し、大型連休を迎え、特に、①不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動と不要不急の外出の自粛、②多くの方々が集まる施設の5月6日までの休業、③事業を継続する店舗や使用制限の対象ではない公園などにおいて、適切な感染防止対策をとることを要請。

5月5日 第19回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 知事から、緊急事態措置を5月31日まで延長することを発表。
そのうえで、①繁華街の接待を伴う飲食店等への外出と都道府県をまたぐ不要不急の外出の自粛と、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を要請。

また、②施設の使用制限は継続するが、緊急事態措置の実施期間中であっても、状況を踏まえて、施設の使用制限や学校の休業要請の早期解除を検討していくことと併せ、感染防止のための取組を行う事業者への支援策等を検討していくことを発表。

さらに、③クラスターが発生するおそれがあるイベントや「3つの密」のいずれかに該当する集まりの開催自粛と、比較的少人数でのイベント等は、適切な感染防止策を講じた上での実施を要請。

5月15日 第20回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議

- ・ 5月14日に政府が本県を含む39県で緊急事態宣言を解除したことを受け、知事から、15日をもって福島県緊急事態措置を解除する（学校は5月24日をもって休業要請を解除）ことを発表。

そのうえで、①「新しい生活様式」の定着に向けた協力要請、②施設に対する協力要請、③イベント等の開催自粛の協力要請、の3点を要請。

【基本方針に基づく取組状況】

(1) 情報提供・共有

- ・ 新聞の県政広報及びテレビ・ラジオによる県政番組やスポットCM、県公式ツイッターなどにより、咳エチケットや手洗いなどの感染予防対策や県主催イベントの開催中止等について発信。
- ・ 県ホームページのトップページに知事メッセージ及びコロナウイルス関連情報を掲載。
- ・ 県内の事業者から聞き取り調査により生活必需品の需給状況を把握し、ホームページに必要な情報を掲載。
- ・ 県内の検査結果状況（累計）をホームページ上で毎日更新。（3/6～）
- ・ 県内の感染発生の概要等についてホームページに記載。（3/7～）
- ・ 患者発生時における臨時会見動画の配信、手話付き動画の作成・配信。
- ・ 引き続き、新聞、テレビ、ラジオ、ホームページ、ツイッター等のあらゆる手段を活用した情報発信をしていく。

（２）サーベイランス・情報収集

① 県内での検査体制の拡充

- ・ 衛生研究所において、1日最大32検体(概ね32人分)の検査を行う体制から、3月9日以降1日最大48検体(概ね48人分)の検査を行う体制に拡充。
- ・ (株)江東微生物研究所との間で、3月10日付けで検査委託契約を締結し、1日50検体(概ね50人分)の検査体制をさらに拡充。
- ・ 福島市保健所において、3月23日から1日16検体(概ね16人分)の検査体制を確立。3月23日付けで検査委託契約を締結。
- ・ いわき市保健所において、4月1日から1日10検体(概ね10人分)の検査体制を確立。
- ・ 郡山市保健所において、4月8日から1日16検体(概ね16人分)の検査体制を確立。
- ・ 県立医大において、4月13日から1日10検体(概ね10人分)の検査体制を確立。
- ・ 県内の検査体制は、1日最大150検体(概ね150人分)となった。
(4/13)
- ・ (株)エスアールエルと委託契約を締結し、4月27日から1日50検体(概ね50人分)の検査体制を確立。
- ・ 県内の検査体制は、1日最大200検体(概ね200人分)となった。
(4/27)
- ・ 5月20日から、(株)江東微生物研究所に追加で200検体を委託できることになったことから、県内の検査体制は、1日最大400検体(概ね400人分)となっている。
加えて、6月には更に120検体増やし、合計520検体まで検査できる見込み。

- ・ 今後も、更なる検査体制の拡充に向け、医療機関等における検査体制確立に向けた支援・調整を継続。

② 相談受付体制の強化

- ・ 新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル（コールセンター）の回線数を3月16日（月）から3回線に増設。土日の受付を4月4日（土）から開始。
- ・ 帰国者・接触者相談センターの平日夜間と土日の受付を3月16日（月）から対策本部内（本庁）に集約。
- ・ 帰国者・接触者相談センター及び一般相談について、県内9保健所（中核市含む）及び県庁で対応していた電話番号を4月20日からフリーダイヤルに一本化。
- ・ 外国人住民が帰国者・接触者相談センター等に相談する際、3者同時通話（電話）による通訳支援を実施（英語・中国語・タガログ語・ポルトガル語・韓国語・ベトナム語に対応）
- ・ コールセンター等による電話相談に加え、相談窓口の充実を図るため、LINEを活用したサポートを3月27日（金）から開始。

(3) まん延防止

- ・ 市町村や民間に対して、感染防止のためイベント延期等呼びかけ。
- ・ 国専門家会議の見解等を踏まえ、県主催イベント等の開催基準を改定（適用期間は当面の間）するとともに、市町村や民間に対しても参考として送付。
- ・ 学校と地域の保健所の連携強化等を図るため、公立小・中学校の担当者を対象に各保健所職員と合同で研修会を開催。（3/16～3/19）
- ・ 東京方面への不要・不急の往来を控えること等を要請。（4/3）
- ・ 県主催イベント等の今後の対応（屋内での50人以上の集会・イベント等は、原則、規模の縮小、延期または中止とすること等）について決定。（4/5）
- ・ 緊急事態宣言の対象となった地域への不要・不急の往来や移動を控えるよう要請。（4/7）
- ・ 緊急事態措置に基づく外出自粛要請（4/17）
- ・ 緊急事態措置に基づく学校等の臨時休業の協力要請（4/17）
- ・ 緊急事態措置に基づく施設の使用制限の協力要請及びイベントの開催自粛の協力要請（4/20）
- ・ 福島県緊急事態措置コールセンターの設置（4/20）
- ・ 県有施設の休館・利用制限一覧表の公表（4/23）
- ・ 緊急事態措置に基づく休業要請の対象となる施設一覧表の公表（4/23）
- ・ 緊急事態措置に基づく休業要請等に応じて休業等を実施した施設の事業者へ協力金を支給することとし、その対象や要件を発表（4/27）

- ・ 緊急事態措置に基づく休業要請に係るQ & Aの公表 (4/28)
- ・ 緊急事態措置を一部修正し、外出自粛、施設の使用制限、学校の休業、イベントの開催自粛について、5月7日から5月31日まで延長 (5/5)
- ・ 県有施設の休館・利用制限一覧表の更新 (5/7)
- ・ 緊急事態措置に基づく休業要請緩和に当たっての感染防止対策例を公表 (5/11)
- ・ 緊急事態措置に基づく休業要請等を5月7日以降も継続したことに伴い、これに応じて休業等を実施する施設の事業者が要請解除に向けて必要となる「新しい生活様式」に対応するための取組を支援すること(支援金の交付)を発表 (5/11)
- ・ 休業要請の対象とならない事業者についても一定要件のもと、「新しい生活様式」に対応するための取組を支援すること(給付金の交付)を発表 (5/14)
- ・ 協力金及び支援金の申請受付を開始。 (5/15)
- ・ 緊急事態措置の解除に伴い、福島県感染拡大防止対策を公表 (5/15)
- ・ 「新しい生活様式」の定着等に向けた取組(日々の暮らしの感染対策、職場における感染対策、移動に関する感染対策)の協力を要請 (5/15)
- ・ 福島県感染拡大防止対策に基づき、一部の施設を除き、休業要請を解除し、感染防止対策の徹底の協力を要請。学校については、6月1日からの全面的な授業の再開に向け、5月24日をもって休業要請を解除することとし、25日から段階的に学校を再開することを要請。 (5/15)
- ・ 全国的大規模イベント等(一定規模以上のもの)の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または延期とするよう慎重な対応を要請し、その他のイベント等については、適切な感染防止対策を講じた上での実施を依頼 (5/15)
- ・ 県有施設の一部利用再開を公表 (5/15)

(4) 医療

- ・ 4月2日(木)に医師会、病院協会、県内各保健所等の関係機関による「医療調整会議」を開催。更なる病床の確保に向けて調整中。
- ・ 医療提供体制の整備に向け、国の制度の活用について調整中。
- ・ 4月8日(水)より軽症者受入施設の募集を開始。
- ・ 4月10日時点で、入院可能な病床として感染症指定医療機関の32床、一般病床26床、結核病床53床、計111床を確保。
- ・ 4月13日(月) 福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を設置し、第1回本部会議を開催。医療機関等の役割分担など医療提供体制の整備方針の考え方について関係者間で議論、認識を共有した。
- ・ 4月17日、入院可能な病床として、感染症指定医療機関の32床及び結

核病床53床に加え、一般病床を2床追加し28床、計113床を確保。

- ・ 4月17日までに帰国者・接触者外来を30箇所へ拡充。
- ・ 4月20日までに帰国者・接触者外来を31箇所へ拡充。
- ・ 4月22日までに帰国者・接触者外来を32箇所へ拡充。
- ・ 軽症者受入宿泊施設として、「アパホテル福島駅前」を選定し、4月24日から運用を開始。
- ・ 4月28日（火） 第3回福島県新型コロナウイルス感染症医療調整本部会議を開催。今後必要となる病床数や、透析患者など特別な配慮が必要な医療提供体制、地域外来（発熱外来）について議論した。
- ・ 4月30日までに入院可能な病床として114床を追加し、計227床を確保。
- ・ 4月30日までに帰国者・接触者外来を35箇所へ拡充。
- ・ 5月1日までに入院可能な病床として2床を追加し、計229床を確保。
- ・ 5月8日までに帰国者・接触者外来を36箇所へ拡充。
- ・ 軽症者受入宿泊施設として、「ホテル東横 INN いわき駅前」を選定し、5月18日から運用を開始。
- ・ 5月19日までに帰国者・接触者外来を37箇所へ拡充。
- ・ 5月22日までに帰国者・接触者外来を38箇所へ拡充。

(5) 経済・産業・雇用対策

① 企業への経営支援等

- ・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金」を創設し、資金繰り支援を強化（3/5）。
- ・ 国の資金繰り対策について関係機関に情報提供するとともに、県制度資金（緊急経済対策資金（外的変化対応資金））の利用を呼びかけ。
- ・ 4月7日に公表された緊急経済対策に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大措置（助成率上乘せ：大企業2/3、中小企業4/5、解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10、対象拡大：雇用保険被保険者以外の労働者まで拡大等）について関係団体に対して周知。
また、同様に民間金融機関を通じた無利子融資制度についても速やかに創設するとともに、持続化給付金など各種支援制度について周知。
- ・ 4月25日に公表された雇用調整助成金の更なる拡大措置（休業等要請を受けた中小企業が解雇等を行わずに雇用を維持した場合の助成率10/10等）について周知。
- ・ 県中小企業制度資金「新型コロナウイルス対策特別資金（実質無利子型）」を創設し、5月1日から県内金融機関と連携して事業者の資金繰りを支援。
- ・ 雇用の維持を図るため、解雇を伴わない中小企業に対して、国の雇用調整助成金の事業者負担分を独自に補助。
- ・ 飲食店前払利用券発行支援事業として大幅に売上げが落ち込んでいる飲食店の事業継続を支援。

② 世帯への貸付制度等

- ・ 新型コロナウイルス感染症発生の影響による休業や失業等により、一時的に収入が減少した世帯を対象に、生活福祉資金貸付制度の福祉資金（緊急小口資金）及び総合支援資金（生活支援費）について特例貸付の受付を開始。（3/25）
- ・ 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援の創設について周知。（3/10）

③ 関係機関と連携した相談への対応

- ・ 商工団体などの関係機関が開設した相談窓口における事業者の経営相談に連携・協力。（県内各商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会が窓口を設置。）
- ・ 福島県中小企業労働相談所（雇用労政課内）にて、雇用関係の各種相談に対応。
- ・ 県との災害対策協定に基づき、社会保険労務士会内に電話相談ホットラインを開設（3/3）
- ・ 福島労働局が開設した特別労働相談室（2/14～）とも連携しながら対応。
- ・ 東京及び県内 8 カ所に設置する県就職相談窓口において、学生及び求職者の活動を支援。

④ 事業継続に向けた対応等

- ・ 農林水産省が公表した「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・事業継続に関する基本的なガイドライン」について市町村、関係団体へ周知。（3/17）
- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野の県相談窓口を本庁及び出先機関に設置。（4/21）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症対策に関する農林水産分野支援等情報」を作成し、ホームページに掲載するとともに、関係機関・団体へ情報提供。（4/21）

(6) その他

- ・ 帰国者・接触者外来設置医療機関や介護施設等に対して、県で備蓄していたマスクや防護服を提供。
- ・ 高齢者施設等における面会については、「緊急やむを得ない場合を除きできる限り制限されるなど、万全の対策をとられるよう」との部長通知。（2/25）
- ・ 高齢者施設等に対して、「感染防止対策の徹底」と「感染が疑われる者が発生した場合の対策」など、感染防止対策の徹底を部長通知（3/8）。また、市町村に対しても同様に協力依頼（3/9）。
- ・ 高齢者施設等における感染症防止の対策の徹底を図るため、市町村と連携し各施設等で実施している感染症防止の対策事例の共有等に関する部長通知を発出（3/19）
- ・ 高齢者施設等に対する新型コロナウイルス集団感染防止に係る注意喚起の周知（国事務連絡）を改めて高齢者施設等へ周知（3/26）。
- ・ 高齢者施設等における感染拡大防止対策の更なる徹底を図るため、対策事

- 例の内容を追加の上、施設等及び市町村へ部長通知を发出（4/2）。
- ・ 国から提供された医療機関用マスク約 28,000 枚を「帰国者・接触者外来」を担う医療機関に提供（3/19）。
 - ・ 3/31 以降、国が追加で約 19 万枚のマスクを医療機関等に配布した。
 - ・ 更に、4/6 以降、国から約 19 万枚のマスクが配布される予定。
 - ・ 介護施設等には、国が直接、布製マスクを 3 月 30 日から順次配布した（枚数は利用者及び職員に 1 枚ずつを目安）。
 - ・ 医療機関・社会福祉施設等に国から配分される手消毒用エタノールについて、国へ数量を報告（3/30）。
 - ・ 県薬剤師会の仲介により、東北アルフレッサ（株）から購入する消毒液 800 ℓを、高齢者施設等へ 4 月上旬に配布見込（4/1）。
 - ・ 医療的ケアを必要とする児童の家庭に、国から配分された手指消毒用エタノールを訪問看護ステーション及び障害児通所支援事業所を通じて配布（4/2）
 - ・ マスク等の品薄状態が続いていることを踏まえ、今回の補正において、国の補助制度を活用したマスク等の購入経費を計上し、順次購入。
 - ・ 引き続き、県としても、医療機関などのマスクの不足状況の把握に努めるとともに、災害時の応援協定を締結している企業や卸、販売業者をはじめ、新たな製造業者等に提供の働きかけを行うほか、国に対して調達先の紹介を依頼するなど、必要量の確保に努めていく。
 - ・ 児童生徒に対するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるカウンセリング等や「ふくしま 24 時間子ども SOS」や「ふくしま子ども LINE 相談」等の相談窓口を活用。
 - ・ 県は購入したマスク約 45 万枚を 4/27 以降介護施設に順次配付中。
 - ・ 医療機関、高齢者施設等における手指消毒用エタノールについては、国の優先供給スキームを利用し、医療機関については配付済。私立幼稚園については 4/21 以降順次配布。高齢者施設等については、4/24 以降順次配布となっている。
 - ・ 国から県に対し、N95 マスク 1 万 7 千枚、フェイスシールド 2 万枚、医療用ガウン 9 千枚の提供があり、4/30 までに県から各医療機関等へ、それぞれの状況に応じた数量を配布。

福島県新型コロナウイルス感染症対策基本方針（改正案）

令和2年3月31日

令和2年4月17日改正

令和2年4月20日改正

令和2年5月 日改正

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

国の新型コロナウイルス感染症対策本部が新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第18条第1項に基づく基本的対処方針を定めたことから、今後講じるべき対策について、下記により県の基本方針を定める。

なお、法第32条第3項に基づく緊急事態措置が5月14日に解除され、段階的に社会経済の活動レベルを上げていく時期へ移行してきたことから、新型コロナウイルス感染症対策としての福島県の基本方針を以下の視点からまどめ直すこととした。

- ・ 法第18条第1項に規定する基本的対処方針を踏まえて対応していく。
- ・ 県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症に関する情報を的確に把握・分析し、丁寧な情報提供と効果的な対策の実行に努める。
- ・ 県や市町村、医療関係者、専門家、事業者を含む県民が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めるため、今後講じるべき対策の要点を示していく。

1 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

令和2年3月7日に県内1例目となる新型コロナウイルス感染者を確認して以来、これまで県内では感染経路が特定できない症例やクラスター（患者間の関連が認められた集団）も含め感染者数が継続して増加している状況にあったが、全国的にも新規感染者数が減少傾向にあり、本県においては新規感染者が確認されていない日が続いているものの、引き続き予断を許さない状況にある。

こうした状況を踏まえ、引き続き、国の基本的対処方針において、緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたって、特に着目する必要があるとされた次の3点について、本県においても引き続き、細心の注意を払い、感染拡大防止策に取り組んでいく。

①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規感染者数であるか。

②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか。

③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応できる体制が整えられているか。

2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- 「三つの密」を避けることや「新しい生活様式」の社会・経済全体での安定的な定着、事業再開のための業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成と実践を促すことにより、人との接触機会の低減等による感染拡大の速度抑制を図るとともに、段階的に社会経済の活動レベルを上げていくことができるよう努める。
- 適切な医療の体制整備と提供により、感染者のうち重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるよう努める。
- 的確なまん延防止策の展開と国・県独自の経済・雇用対策を最大限活用し、社会・経済活動への影響を最小限にとどめる。
- 第2波による感染拡大に備えた医療提供体制等の整備促進に努める。
- 感染症対策が長期戦になるとの覚悟も持ちながら、再度の感染拡大が認められた場合には、速やかにまん延防止対策等を打ち出せるよう備えていく。

3 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

県民、県内事業者が現状を正しく理解し、適切な対処を共に考えていただけるよう、啓発素材（ピクトグラム）の活用や情報の可視化に努めるなどして、正確な情報を分かりやすく伝えていく。

(2) サーベイランス・情報収集

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出による疑似症患者のほか、医師が感染を疑い必要と認める場合には、積極的に検査を実施する。
- 中核市と連携し、衛生研究所、保健所及び民間検査機関等の検査体制の強化を図るとともに、関係機関による会議体によりPCR検査の実施体制の把握・調整等を行う。
- 中核市と連携し、引き続き感染症発生動向調査を実施するとともに、市町村とも協力し、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- 調査・分析、医療調整のため、個人情報取り扱いに十分配慮したうえで、患者に関する情報を関係者間で共有する体制を構築する。

(3) まん延防止

1) 感染拡大防止対策等

「感染を予防するための3つの取組み」や「新しい生活様式の実践例」を活用して、日頃から感染予防と社会・経済活動の両立を進めていく。

感染状況が厳しい時期には、「人との接触を8割減らす、10のポイント」を県全体で定着させることにより、感染拡大を防止する。

- 「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、国の専門家会議で示された「10のポイント」や「新しい生活様式の実践例」等について県民に周知を行う。
- 不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかける。
- 全国的かつ大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。
- 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。
- これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるとともに、感染状況の変化等に応じて、特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を検討する。

2) 学校等

- 学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有していく。なお、臨時休業中の場合であっても同様とする。
- 県内において感染の拡大傾向が認められた場合は、市町村に対し、国が示した保育所や放課後児童クラブ等の保育の縮小や臨時休園等に関する方針の考え方に基づき、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど、保育等の提供を縮小して実施することについて検討を依頼する。また、臨時休園等をする場合は、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等が確保できるよう検討を依頼する。

(4) 医療等

新型コロナウイルス感染症との戦いに、関係者が一体となって、医療提供体制の充実・強化を図る。

1) 相談体制

帰国者・接触者相談センターへの相談目安に該当する方が適切に相談できるよう周知を行い、県民の不安等の解消に努めるとともに、体制強化等に取り組んでいく。

県の対策や予防法などの「一般相談」や感染症の流行や長期的な自粛生活の中で、ストレスや不安を感じている方に対する「こころの健康についての相談」を受け付けるなど、各相談者に合った窓口相談を充実させていく。

2) 外来医療提供体制

帰国者・接触者相談センターを通して「帰国者・接触者外来」を円滑に受診できるようにするとともに、帰国者・接触者相談センターからの紹介に加えて、地域の診療所等からの紹介により、発熱者等を診療、検査する「地域外来」を整備し、医療機関等の負担軽減など、医療資源の適切な役割分担が図られるよう、県では財政措置を含め支援していく。

県内医療機関において感染防護具等の医療資機材、衛生資材が不足しないよう、調達や配分を県で管理し、医療提供に支障が生じないよう支援していく。

3) 検査体制

今後の感染拡大防止を図ることや医師が必要と認めた方の検査を確実に実施できる体制を構築していくため、短時間で結果が判明する検査機器の購入や、民間委託を有効に活用して検査体制を強化していく。

4) 病床等確保と入院患者受入体制

オーバーシュートや感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じて、法第31条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、医療提供体制の確保に努める。

入院治療が必要な患者のための病床を確保するとともに、必要に応じて、入院治療の必要のない軽症者等のための宿泊療養施設を確保する。

患者への適切な医療が提供できるよう、県医療調整本部において入院調整方針を整理し、県保健所、中核市保健所及び患者搬送コーディネーター等が連携して入院・転院の調整を行う。

今後の感染拡大に対応できるよう、引き続き病床確保に取り組んでいくとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策が実施できる医療提供体制を整備する。

5) 患者受入・移送体制

重症患者等の受け入れと移送について、福島県立医科大学や患者搬送コーディネーターや医療機関等と連携しながら、体制を強化していく。

6) 医療人材の確保

医師、看護職員等の医療人材に過度な負担が生じて医療体制に深刻な影響が出ないよう、地域の医療機関と協力して、新型コロナウイルスに対応する医療従事者の負担軽減や医療人材の確保に取り組んでいく。

7) 診療情報の共有

医療機関の負担軽減や医療資源の効率的な活用のため、医療機関や保健所などの関係機関が、患者の検査や入退院、診断等の情報を共有していくことが重要であることから、国が整備を進める新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムや全県的な医療情報ネットワークシステムであるキビタン健康ネットを活用して、診療情報の円滑な共有を図っていく。

(5) 経済・産業・雇用対策

令和2年度補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策の迅速かつ着実な実行を国に求めるとともに、県としても感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組み、県内事業者の雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期すこととする。

特に、新しい生活様式の導入など、事業活動の中に感染防止対策を取り入れる事業者を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大等に伴い大幅に縮小した経済活動の早期回復に向けた需要喚起策等を国の対策と連動して実施していく。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

患者・感染者や対策に携わった方々、その家族などに対する差別や偏見、いじめを防止するための必要な取組を行う。また、各種対策を実施する場合には、県民の自由と権利の制限は必要最低限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響を十分考慮して実施する。

2) 緊急事態解除宣言後の取組み

国が緊急事態解除宣言を行った後も、引き続き、警戒を行い、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施できるよう備え、再度の感染の拡大が認められた場合には、速やかにまん延防止対策を講じていく。

3) 社会機能の維持と県民生活・県民経済の安定

新しい生活様式を取り入れた感染拡大予防ガイドラインの策定や実践・定着を事業者呼びかけるとともに、県民に対して冷静な判断により行動できるよう、適切な情報発信を行う。

令和2年5月22日

県政記者クラブ加盟社 各位

福島県緊急事態措置コールセンターの終了について

当該コールセンターについては、令和2年5月15日（火）の「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための福島県における緊急事態措置」解除に伴い、令和2年5月22日（金）の18時をもって相談業務を終了としますので、お知らせします。

なお、今後の問合せ先につきましては、下記のとおりとなります。

報道機関の皆様におかれましては、引き続き県民の皆様への周知に御協力をお願いします。

記

1 協力金・支援金・給付金

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・支援金交付事業及び新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金に関する専用相談窓口（コールセンター）

（電 話）024-521-8575

（受付時間）午前9時30分から午後5時30分（土日祝日も受付）

2 一般相談

新型コロナウイルス感染症に関する県の対策や予防法などの一般相談窓口（コールセンター）

（電 話）0120-567-177

（F A X）024-521-7926

（受付時間）平 日：午前8時30分から午後9時

土日祝日：午前8時30分から午後5時15分

※耳の不自由な方はファックスでご連絡ください。

問い合わせ先

担当：福島県新型コロナウイルス感染症

対策本部 緊急事態宣言チーム

危機管理課長 千葉亨

電話 024-521-7302 内線 2091